

1. 代宿トンネル

施設名・所在地・管理者名等				施設ID	35.45683,140.02247
施設名	路線名	所在地	起点側	緯度	35.45683
				経度	140.02247
ダイジェクトンネル 代宿トンネル	市道 代宿神納線	千葉県袖ヶ浦市代宿			
管理者名	定期点検実施年月日	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占有物件(名称)
袖ヶ浦市役所 都市建設部土木管理課	2025/10/3	有	一般道	その他	無

部材単位の診断				定期点検者	(株)日本インシーク 中山聡子
部材名	区分 (Ⅰ～Ⅳ)	変状の種類 (Ⅱ以上の場合に記載)	備考(写真番号, 位置等が分かるように記載)	特記事項 (第三者被害の可能性に対する応急措置の実施の有無等)	
カルバート本体	Ⅱ	剥離・鉄筋露出、うき	写真1,側壁0101		
継手	Ⅰ				
ウイング	Ⅰ				
その他	Ⅰ				

施設毎の健全性の診断(区分Ⅰ～Ⅳ)

(区分)	(適宜、所見を記入)	建設年度	延長	幅員	構造形式
Ⅱ	本カルバートは、1988年竣工の場所打ちボックスカルバートであり、供用から37年が経過した構造物である。前回、2020年度点検から今回の点検までの期間に修繕の実施は行われていない。 (1)構成要素の機能を担う部材群の性能評価 【カルバート本体】 支保工の後埋めに発生した剥離、浮きや施工時の充填不足によるうきや剥離が確認される。また、各ブロック2、3、4の頂版には比較的時間隔の狭いひび割れが確認される。ブロック2の豆板の剥離部は、荷重支持・伝達機能への影響や耐久性能への影響は、その他の箇所の豆板と比較して大きいと考えられ、地震時に剥落箇所が広がる可能性もある。よって、活荷重の影響をA、地震の影響をBとした。 【継手】 ブロック1では目地材の脱落が確認され、その他のブロックでも目地材の劣化や脱落が確認されるが、漏水等は見られず、荷重の支持や耐久性への影響は少ないため、活荷重及び地震の影響をAとした。 【ウイング】 支保工の後埋めに発生した剥離、遊離石灰を伴うひび割れ等が確認されるが、軽微であり荷重の支持や耐久性への影響は少ないため、活荷重及び地震の影響をAとした。 【その他の構造】 ブロック5を除いた全ての灯具に腐食がみられ、一部は落下防止の対策が取られているが、5年以内の措置は不要と判断した。ただし、施工時から交換はしておらず、交換の時期が近いと想定されることから、大規模修繕等の実施の際に、灯具の交換を行うことが望ましい。 (2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 無し。ただし、開口部については降水の影響により乾湿の繰り返しが発生し、中性化は進行しやすい状態にある。 (3)措置の必要性等の検討 構造物の性能を回復させるための早期の措置の必要性は無いと判断できる。ただし、ブロック2の側壁に、施工時の充填不足箇所の骨材が落下している箇所があった。これらについては、可能な限り撤去を行い、落下防止効果のある防錆剤を塗布したが、周辺にも未充填箇所があるため、維持工事により未充填箇所の撤去・断面修復が望ましい。また、長期的に構造物を長く安全に使用するためには、第三者被害予防措置として、剥落防止シートの施工が望ましいと考えられる。 (4)健全性の診断の区分の決定 各構成要素に損傷は生じているが、いずれも損傷状態は軽微であり荷重の支持・伝達機能は維持されているため、直ちに耐荷性能や耐久性能に支障が生じる可能性は小さいと推定する。ただし、第三者に対する影響の大きい剥落に対しては、維持管理の観点からは対策が望ましいことから、次回定期点検までに、長寿命化を行うにあたって時宜を得た修繕等の対策を行うことが望ましい状態、健全性Ⅱと診断した。 (5)申し送り事項 落書きについては、維持工事による対策が望ましい。	1988年	57.5m	19.6m	場所打ち横断 ボックスカルバート
(所見等)					

※建設年度が不明の場合は「不明」と記入する。

状況写真(変状状況)

○区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。

○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

カルバート本体(側壁)【区分:Ⅱ】		継手()【区分: 】	
 剥離・鉄筋露出、うきブロック2側壁(0101)		写真1	
ウイング()【区分: 】		その他【区分: 】	

2. 中ノ台カルバート

施設名・所在地・管理者名等				施設ID	35.42885,139.97070
施設名	路線名	所在地	起点側	緯度	35.42885
				経度	139.97070
ナカノダイカルバート 中ノ台カルバート	市道 神納24号線	千葉県袖ヶ浦市神納3261番地2			
管理者名	定期点検実施年月日	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占有物件(名称)
袖ヶ浦市役所 都市建設部土木管理課	2025/10/2	無	一般道	その他	無

部材単位の診断				定期点検者	
部材名	区分 (Ⅰ～Ⅳ)	変状の種類 (Ⅱ以上の場合に記載)	備考(写真番号, 位置等が分かるように記載)	特記事項 (第三者被害の可能性に対する応急措置の実施の有無等)	
カルバート本体	Ⅰ				
継手	Ⅰ				
ウイング	Ⅰ				
その他	Ⅱ	舗装:舗装の異常、路面の凹凸	写真1.2.上部道路0401		

施設毎の健全性の診断(区分Ⅰ～Ⅳ)		全景写真(起点側, 終点側を記載すること)			
(区分)	(適宜、所見を記入)	建設年度	延長	幅員	構造形式
Ⅰ	本カルバートは、1994年竣工の場所打ちボックスカルバートであり、供用から31年が経過した構造物である。現在は、本カルバートへの道路は閉鎖されており、歩行者、車共に通行の無い状態である。前回、2020年度点検から今回の点検までの期間に修繕の実施は行われていない。 (1)構成要素の機能を担う部材群の性能評価 【カルバート本体】 側壁にひび割れが見られるが、乾燥収縮ひび割れと想定され、荷重の支持や耐久性への影響は少ないため、活荷重及び地震の影響をAとした。 【継手】 遊間部の目地材の欠損が見られるが、経年劣化によるものと想定され、荷重の支持や耐久性への影響は少ないため、活荷重及び地震の影響をAとした。 【ウイング】 変状は確認されず、機能の低下は見られない。 【その他の構造】 上部道路の歩道部に、高さ150mm、勾配約20°の段差が見られる。カルバート本体の損傷が確認されないことから、上部道路土砂の沈下によるものと考えられる。 (2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 無し (3)措置の必要性等の検討 構造物の性能を回復させるための措置の必要性は無いと判断できる。 (4)健全性の診断の区分の決定 各部材に軽微な損傷が確認されるが、部材毎の荷重等の支持・伝達機能への影響は無い状態である。「R6.3シェッド・大型カルバート等定期点検要領」では、健全性の診断区分に対する措置の基本的な考えが示されている。本カルバートは、軽微な損傷は確認されるが、「次回定期点検までの間、予定される維持行為は必要であるが、特段の監視や対策を行う必要のない状態」と判断され、これは健全性Ⅰの診断区分となる。 よって、次回定期点検までの間、予定される維持行為等は必要であるが、特段の監視や対策を行う必要のない状態、健全性Ⅰと診断した。 (5)申し送り事項 上部道路の歩道については、高さ150mm、勾配約20°の勾配となっており歩行者の通行への影響が大きいため、維持工事での対応が望ましい。	1994年	24.0m	5.0m	場所打ち横断 ボックスカルバート
(所見等)					

※建設年度が不明の場合は「不明」と記入する。

状況写真(変状状況)

○区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。

○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

その他(上部道路)【区分:Ⅱ】		その他(上部道路)【区分:Ⅱ】	
			
写真1		写真2	
舗装の異常		路面の凹凸	
ブロック2上部道路(0401)		ブロック2上部道路(0401)	